

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道函館市亀田中野町219番地14

氏名 株式会社西武建設運輸  
代表取締役 岸 寛樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工 藤 壽 樹

許可の年月日 令和2年7月10日

許可の有効年月日 令和7年7月9日

## 1. 事業の範囲

破砕 ①木くず，②ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずを除く。），③がれき類

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

焼却 ①汚泥，②廃油，③廃酸，④廃アルカリ，⑤廃プラスチック類，⑥紙くず，⑦木くず，⑧繊維くず，⑨動植物性残さ，⑩動物系固形不要物，⑪ゴムくず，⑫金属くず，⑬ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，⑭動物の死体以上14種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

埋立 ①燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。），②汚泥（判定基準に適合しないものを除く。），③廃油（タールピッチ類に限る。），④廃プラスチック類，⑤紙くず，⑥木くず，⑦繊維くず，⑧動植物性残さ，⑨動物系固形不要物，⑩ゴムくず，⑪金属くず，⑫ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，⑬鉍さい，⑭がれき類，⑮動物の死体，⑯ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。），⑰産業廃棄物を処分するために処理したもの（判定基準に適合しないものを除く。）

以上17種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。），石綿含有産業廃棄物であるもの，水銀使用製品産業廃棄物であるもの（水銀回収義務のないものに限る。）を含み，①燃え殻，②汚泥，③鉍さい，⑯ばいじんについては，水銀含有ばいじん等であるもの（水銀回収義務がないものに限る。）を含む。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 破砕施設

ア 設置場所 函館市亀田中野町219番14の内

設置年月日 平成28年11月30日

処理能力 木くず：176t/日（8時間），22t/時間

- 許可年月日 平成28年11月9日
- 許可番号 函産施第28-1号
- イ 設置場所 函館市亀田中野町219番15の内
- 設置年月日 平成17年5月16日
- 処理能力 がれき類：960t/日（8時間），120t/時間
- 許可年月日 平成15年10月29日
- 許可番号 函産施第15-3号（1）
- ウ 設置場所 函館市亀田中野町219番15の内
- 設置年月日 平成17年6月18日
- 処理能力 がれき類：320t/日（8時間），40t/時間
- 許可年月日 平成15年10月29日
- 許可番号 函産施第15-3号（2）

(2) 焼却施設

- 設置場所 函館市亀田中野町219番4
- 設置年月日 平成26年7月31日
- 処理能力 汚泥：26.064t/日（24時間），1.086t/時間
- 廃油：20.448t/日（24時間），0.852t/時間
- 廃プラスチック類  
27.504t/日（24時間），1.146t/時間
- 産業廃棄物（紙くず・木くず専焼時）  
60.192t/日（24時間），2.508t/時間
- 混焼時：51.000t/日（24時間），2.125t/時間
- 許可年月日 平成25年7月16日
- 許可番号 函産施第25-1号

(3) 最終処分場

- 設置場所 函館市亀田中野町219番4
- 設置年月日 平成26年7月31日
- 処理能力 埋立面積 7,200m<sup>2</sup> 埋立容量 38,344.2m<sup>3</sup>
- 許可年月日 平成25年7月16日
- 許可番号 函産施第25-2号

3. 許可の条件 該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成7年7月10日 当初許可年月日
- 平成16年9月15日 変更許可年月日 木くずの破碎の追加
- 平成18年7月4日 変更許可年月日 ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずを除く。）の破碎の追加
- 平成26年10月7日 変更許可年月日 汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，動物の死体の焼却の追加

燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）  
汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）  
廃油（タールピッチ類に限る。）  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
鋳さい、  
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
動物の死体、ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）  
産業廃棄物を処分するために処理したもの（判定基準に適合しないものを除く。）の埋立の追加

令和2年7月10日 更新許可年月日（第5回）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

令和3年9月17日 許可証書換え交付（住所の変更）

